

### 国民健康保険料等の負担を軽減

## 非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、届け出が必要です。

▽対象 次の①②の要件をいずれも満たす人。

①離職時点65歳未満  
②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定されている。

※雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード(下の表)を確認します。

▽軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

▽軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間

養費負担限度額等  
※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減は終了となります。

▽手続きに必要なもの  
国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

平成29年7月までの高額療養費負担限度額等

要件となる離職理由と離職理由コード番号

離職理由コード	離職理由
11	解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

## その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が、国保加入期間中に必要なもの(国保料)について、所得割の月給資格者証、印かん

退職による国保加入者が、国保加入期間中に必要なもの(国保料)について、所得割の月給資格者証、印かん

退職による国保加入者が、国保加入期間中に必要なもの(国保料)について、所得割の月給資格者証、印かん

## 一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月以上支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽減免期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽要件 ①国保加入者全員の前年3カ月の収入が生活保護基準額の1.1倍以上、世帯の医療費自己負担限度額を超過していること。

▽減免率 原則として年間の医療費自己負担限度額を超過した額の1.1倍以上内②その他、特に必要と認められた場合

▽手続きに必要なもの  
国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん

## 柔道整復師の施術を受けるとき

整骨院や接骨院などの柔道整復師の施術を受ける人が増えていますが、病院や診療所と異なり、国民健康保険証(保険証)を使える範囲が定められています。

保険証が「使えるとき」と「使えないとき」があります。施術前に確認してください。

### 保険証が使えるとき

▶外傷性のねんざ・打撲(スポーツでのねんざ等) ▶医師の同意がある場合の骨折・脱臼 ▶応急処置で行う骨折・脱臼の施術(応急手当て後の施術には医師の同意が必要)

### 保険証が使えないとき(全額自己負担)

▶単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こり・腰痛 ▶スポーツや仕事による筋肉痛・筋肉疲労 ▶脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善がみられない長期の施術 ▶保険医療機関(病院・診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの ▶労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

※正しく理解し、適正に施術を受けてください。

◆問い合わせ 国保医療課

## カラス等にごみを荒らされないために

カラス等にごみ袋の中身を散乱される被害を防止するため、ごみは必ず**収集日(朝8時まで)**にお出しください。

カラスよけネットの使用は、効果がありますが、カラスはネットを持ち上げてしまうことがあるので、ネットの縁に重石をのせるなどしてください。

カラスよけネット等購入費補助金制度

ごみの定点収集の促進と、カラスやネコ等に荒らされる被害を防止するため、カラスよけネット等を購入された自治会、町内会等に対して購入費の一部を補助します。

▽対象 ごみの定点収集場所1カ所につき、おおむね5戸以上で構成されている場合

※申請方法等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ 環境業務課



水を入れたペットボトルを重石として使用した例

## 障がいについて知ろう

発達障がいとは、自閉症、スペルガー症候群、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)など、生まれつき脳の一部の機能障がいによるもので、障がいの程度は人によってさまざまです。

障がいの困難さも目立ちませんが、優れた能力が発揮されることもあり、周りから見るとアンバランスな様子が見られるに障がいはありません。

## 発達障がい

目を合わせないなど、周囲の人と共感することやその場の雰囲気を読み取ることが苦手です。相手の気持ちを理解しにくく、友だちとの遊びもうまくできなかつたり、社会の色々な決まりがよくわからなかつたりします。

▼他人に意思を伝えること、他人の意思を理解することが苦手で、やりとりが一方通行になったりします。「もしも」「仮に」といった「たとえ話」

を理解できず、そのまま事実として受け取ってしまう、混乱してしまうことがあります。

▼環境の変化などに対応することが苦手です。同じ行動パターン等にこだわったり、場所、時間、道順の変更やルール違反などを極端に嫌ったりすることもあります。変化に対応できない時は混乱し、パニックを起こしてしまうこともあります。

学習障がい(LD)

▼全般的な知的発達に遅れはないのに、読む、書く、聞く、話す、計算するなどの特定の能力を身につけることに困難が生じます。音と文字のつながりを理解することや文字の読み書きが苦手であることがあります。

▼注意力、集中力が持続せず、あちこちに意識がいつてもちがいます。

▼おしゃべりが止まらない、長時間じっとしていることが

苦手なことを避けてしまおう(多動性)。

▼約束や決まりごとが守れない、せっかちでイライラしてしまう(衝動性)。

▼障がいがあるために困難なことを「なぜできないのか」「なまけてる」と見られてしまうのは、本人にはとてもつらいことです。

▼「あそこ」「さっき」などあいまいな言葉は避け、できるだけ具体的に伝えましょう。

▼「あそこ」「さっき」などあいまいな言葉は避け、できるだけ具体的に伝えましょう。

知らないこと、初めてのことに、変化に対応することがとても苦手です。できないことを指摘するのではなく、してほしいことを言葉だけでなく、絵や図を描いたり、実際に

◆問い合わせ 障がい福祉課

## あいまいな言葉避け 具体的に伝えて

自閉症・スペルガー症候群  
▼呼ばれても振り向かない、

## 11月11日は「介護の日」 11月27日(日)講演会を開催

「介護の日」(11月11日)にちなんで、講演会を開催します。

申込不要、入場無料、どなたでも参加していただけます。介護について考えるきっかけにしましょう。

▽日時 11月27日(日)午後1時～4時(開場午後0時30分)

▽場所 文化センター小ホール

▽内容 講演①「認知症サポーター養成講座」  
講師：寺田伸一(高齢介護課職員)

講演②「美しい姿勢をいつまでも～運動で健康寿命をのばす～」  
講師：松田浩和さん(グンゼスポーツ株式会社京都八幡店社員)

◆問い合わせ 高齢介護課